

新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会 まとめ（案）

1. 世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえて）

・世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を維持するための保全管理は、保護担保措置である国の保護区としての国による管理に加えて、地元自治体並びに地域の関係者等が連携・協働する体制のもとで、専門家からの科学的な助言を得て実現されており、自然環境や生物多様性の保全上の効果も確認されている。

・世界自然遺産への登録の準備過程で保全管理が進められ、また、登録を契機として、世界遺産登録に向けてそれまで取り組んできた課題や、遺産登録後の環境変化により生じた新たな課題に対して、より一層の取組強化が図られている。

・世界自然遺産地域において進められているこれらの保全管理の取組は、自然環境の保全管理に関する効果的な事例として他の地域において参考となる。

・世界自然遺産地域や同候補地の自然環境を適切に保全し、かつ持続的な地域社会の発展を実現するためには、国、地元自治体及び地域関係者が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的にその役割を担うことが重要である。

・我が国の世界自然遺産地域及び同候補地においては、今般の懇談会においてとりまとめた「世界自然遺産地域における成果と今後求められる保全管理について 論点整理（知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島の保全管理の状況及び課題を踏まえた検討）」を踏まえて、適切な保全管理の更なる充実に努められることを期待する。

2. 新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について

(1) 基本的な方針

・上記1. の通り、世界自然遺産登録前後の取組を通して、生物多様性保全上重要な地域の保全管理が進捗している状況を踏まえると、今後、世界自然遺産の登録基準を満たすと考えられる重要な自然地域が新たに認められた場合には、当該地域の世界自然遺産登録を目指した取組を進めることは、重要な自然環境を後世に伝えていくうえで有効な手段と考えられる。

・今後も、新たに世界自然遺産の登録基準を満たす重要な自然地域の有無を把握するためには、知見や情報の収集・分析・検討は継続することが適当である。この場合、平成15年世界自然遺産候補地に関する検討会における検討の過程で収集した知見や情報を有効に活用すべきである。なお同検討会では、学術的な知見や情報の不足が指摘されていたことを踏まえ、今後、それらの充実が欠かせない。

・一方で現在、世界自然遺産には188件、世界遺産全体では962件の資産が登録されている中で、世界遺産への新規の登録を増やすことより、既存遺産地域の管理を充実すべきとの指摘も出ているところである。新たな世界自然遺産候補地を検討する際には、こうした国際的な動向を踏まえて慎重に検討することも必要である。

(2) 新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方

・平成15年の世界自然遺産候補地検討会においては、我が国における自然環境の観点から価値の高い地域をできる限り広く検討対象とした上で、世界遺産条約上の世界自然遺産の登録基準への適合性を詳細に検討するため、面積要件や人為的改変度等をもとに、19の詳細検討対象地域を抽出して詳細な検討を行った結果、その時点で登録基準を満たす可能性が高い地域として最終的に3地域（知床（平成17年登録）、小笠原諸島（平成23年登録）及び琉球諸島）を候補

地とした。

今後、知見や情報の更なる収集・分析・検討を継続するにあたっては、この詳細検討対象地域 19 地域から既に候補地として選定された 3 地域を除く 16 地域を中心に作業を進めることが妥当である。

・一方、世界自然遺産に加えて、世界各地の自然を、それらが存立する地域社会の取組とともに保全するための他の国際的な取組としてユネスコエコパークや世界ジオパーク等が推進されている。世界自然遺産が世界で唯一の価値を有する自然を保護・保存する地域であることに對し、ユネスコエコパークは生物多様性の保全と持続可能な発展との調和を図る地域であり、世界ジオパークは国際的な重要性をもつ地形・地質学的な遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域とされており、それぞれ異なる目的や基準を有する。

また、世界自然遺産を含む国際的な取組は、国立公園や保護林等の国内の制度による保護地域によって支えられている。

それぞれの地域の自然度や目指すべき保全管理・利用のあり方に応じて、それぞれの地域にふさわしい国際的な取組を活用するとともに、国際的な取組と国内の保護地域とを連携させ、これらの取組が国全体として有機的・体系的なものとなるようにすることで重要な自然環境の保全の進展が期待されることにも十分配慮すべきである。